

入居予定申立書

令和 年 月 日

北九州市長 様

建築主（取得者）

住所

氏名

印

※ 建築主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます

このたび、私が建築又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の居住の用に供する家屋であることに相違ありません。

なお、住宅用家屋証明書の交付後、申し立てに虚偽があることが判明した場合には、証明の取り消し及び登録免許税の追徴を受けても異議ありません。

1 所在地 北九州市 区

【家屋番号（ ）】

2 住居表示 北九州市 区

3 入居予定年月日 令和 年 月 日

4 現在居住する家屋の処分方法（該当する記号に「○」）

※裏面の「留意事項」を確認し、必要な書類を添付してください。

- (1) 現在居住する家屋を売却する。
- (2) 現在居住する家屋を賃貸する。
- (3) 現在居住する家屋は、借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等であるため、退去する。
- (4) 現在居住する家屋は、申請者の親族が居住する。
- (5) 処分方法が決まっていない又はその他の理由（具体的に記載）

（ ）

5 建築又は取得した家屋への入居が登記の後になる理由（該当する記号に「○」）

※裏面の「留意事項」を確認し、必要な書類を添付してください。

- (1) 金融機関等から資金の借りに係る抵当権設定を急ぎ行うため。
- (2) 前入居者の転出が済んでいないため。
- (3) 本人（建築主）又は家族のやむを得ない事情のため（具体的に記載）

（ ）

(4) その他（具体的に記載）

（ ）

【留意事項】

「4 現在居住する家屋の処分方法」及び「5 建築又は取得した家屋への入居が登記の後になる理由」については、下記書類を添付して提出してください。

4 現在居住する家屋の処分方法について

※ すべての事由において、現在の住民票（写し）を添付してください。

(1) 現在居住する家屋を売却する場合

現住家屋の「売買契約（予約）書」、「媒介契約書」等売却することを証する書類

(2) 現在居住する家屋を賃貸する場合

現住家屋の「賃貸借契約書（賃貸日が確認できるもの）」、「媒介契約書」等賃貸することを証する書類

(3) 現在居住する家屋は、借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等である場合

申請者と家主の間で交わした「賃貸借契約書」、「使用（入居）許可証」、「家主等の証明書」等現住家屋が申請者の所有する家屋でないことを証する書類

(4) 現在居住する家屋は、親族と同居しており、引き続き親族が居住する場合

「当該親族の申立書」現在居住する家屋が、今後申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類

(5) 処分方法が決まっていない場合

入居が登記の後になることを疎明する書類

5 建築又は取得した家屋への入居が登記の後になる理由について

(1) 金融機関等から資金の借入れのため、抵当権設定を行う場合

当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る「金銭消費貸借契約書」、当該家屋の代金の「支払期日の記載のある売買契約書」等抵当権を設定することを証する書類

(2) 前入居者の転出が済んでいない場合

前入居者と申請者（又は宅建業者等）との間の「引渡し期日の記載のある売買契約書」等状況を明らかにする書類

(3) 本人（建築主）又は家族のやむを得ない事情の場合

「治療期間や療養について医師が作製した診断書」等やむを得ない事情を明らかにする書類

(4) その他の理由の場合

具体的な理由を記載し、その理由を確認することができる書類